商品概要説明書

カードローン（約定返済型・三菱ＵＦＪニコス保証型）

(平成 31 年４月１日現在)

<table>
<tr><td>商品名</td><td>カードローン（約定返済型・三菱ＵＦＪニコス保証型）</td></tr>
<tr><td>ご利用いただける方</td><td>○地区内に在住または在勤の方。
○ご契約時の年齢が満 20 歳以上 70 歳未満の方。
○継続して安定した収入のある方。
○ＪＡ（他ＪＡを含む。）との間でカードローン取引を行っていない方。
○当ＪＡが指定する保証機関の保証が受けられる方。
○その他当ＪＡが定める条件を満たしている方。</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td>○生活に必要な一切のご資金とします。</td></tr>
<tr><td>契約金額</td><td>○10 万円以上 500 万円以内とし、10 万円単位とします。</td></tr>
<tr><td>契約期間</td><td>○ご契約日から１年後の応答日の属する月の２５日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当ＪＡがその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに１年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 70 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。</td></tr>
<tr><td>借入利率</td><td>○変動金利とします。
○お借入利率には、年 2.3～4.7%の保証料を含みます。
○利率は店頭に掲示します。詳細については、当ＪＡの融資窓口へお問い合わせください。</td></tr>
<tr><td>返済方法</td><td>○約定返済
毎月２５日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。
<table>
<tr><th>前月約定返済日現在のお借入残高</th><th>ご返済額</th></tr>
<tr><td>１万円未満</td><td>前月約定返済日現在のお借入残高</td></tr>
<tr><td>１万円以上 50 万円以下</td><td>１万円</td></tr>
<tr><td>50 万円超 100 万円以下</td><td>２万円</td></tr>
<tr><td>100 万円超 150 万円以下</td><td>３万円</td></tr>
<tr><td>150 万円超 200 万円以下</td><td>４万円</td></tr>
<tr><td>200 万円超 250 万円以下</td><td>５万円</td></tr>
<tr><td>250 万円超 300 万円以下</td><td>６万円</td></tr>
<tr><td>300 万円超 350 万円以下</td><td>７万円</td></tr>
<tr><td>350 万円超 400 万円以下</td><td>８万円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><td>400 万円超 450 万円以下</td><td>9 万円</td></tr>
<tr><td>450 万円超 500 万円以下</td><td>10 万円</td></tr>
</table>
○任意返済
毎月の約定返済のほかに、当ＪＡ窓口あるいはＡＴＭから貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われます。</td></tr>
<tr><td>利息の計算方法</td><td>○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした１年を 365 日とする日割計算とします。</td></tr>
<tr><td>担保</td><td>○不要です。</td></tr>
<tr><td>保証人</td><td>○当ＪＡが指定する保証機関（三菱ＵＦＪニコス株式会社）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。</td></tr>
<tr><td>手数料</td><td>○ＡＴＭ･ＣＤをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。</td></tr>
<tr><td>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</td><td>○苦情処理措置
本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本所金融課(電話：０２５９－８８－３１３２)にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。
また、ＪＡバンク相談所（電話：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。
○紛争解決措置
外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融課またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。
新潟県弁護士会（電話：０２５－２２２－５５３３）
そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会

「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。
・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。
・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。
なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定</td></tr>
</table>

	の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 〇印紙税が別途必要となります。 〇その他ご不明の点がございましたら、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ羽茂